

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

第11期

大阪国際石油精製株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
資 産 の 部	99,295	負 債 の 部	136,695
流 動 資 産	(55,188)	流 動 負 債	(123,324)
現 金 預 金	217	買 掛 金	156
売 掛 金	18,102	短 期 借 入 金	97,368
製 品	5,119	未 払 金	21,827
原 材 料 お よ び 貯 蔵 品	30,854	未 払 法 人 税 等	4
前 払 費 用	161	未 払 消 費 税 等	3,012
未 収 入 金	470	未 払 費 用	342
そ の 他 の 流 動 資 産	262	賞 与 引 当 金	266
		預 り 金	27
		そ の 他 流 動 負 債	320
固 定 資 産	(44,107)	固 定 負 債	(13,370)
有 形 固 定 資 産	[43,389]	繰 延 税 金 負 債	5,161
建 物	1,697	修 繕 引 当 金	8,027
構 築 物	4,895	そ の 他 の 固 定 負 債	182
油 槽	2,648		
機 械 装 置	12,870		
車 両 運 搬 具	38		
工 具 器 具 備 品	591		
土 地	20,162		
建 設 仮 勘 定	483		
無 形 固 定 資 産	[520]	純 資 産 の 部	△ 37,399
借 地 権	36	株 主 資 本	(△ 37,516)
ソ フ ト ウ ェ ア	484	資 本 金	[100]
		資 本 剰 余 金	[42,322]
		資 本 準 備 金	9,900
		そ の 他 資 本 剰 余 金	32,422
投 資 そ の 他 の 資 産	[197]	利 益 剰 余 金	[△ 79,939]
差 入 保 証 金	1	そ の 他 利 益 剰 余 金	△ 79,939
長 期 前 払 費 用	195	繰 越 利 益 剰 余 金	△ 79,939
そ の 他 の 投 資	0	評 価 ・ 換 算 差 額 等	(117)
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	[117]
資 産 合 計	99,295	負 債 お よ び 純 資 産 合 計	99,295

損 益 計 算 書

〔 自 2020年 4月 1日
至 2021年 3月31日 〕

第11期

大阪国際石油精製株式会社

	百万円	百万円
売 上 高		175,908
売 上 原 価		181,923
売 上 総 損 失		<u>6,014</u>
販売費および一般管理費		524
営 業 損 失		<u>6,538</u>
営 業 外 収 益		
資 産 賃 貸 収 入	13	
為 替 差 益	142	
雑 収 入	149	305
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	326	
貯 蔵 品 売 却 損	1,361	
雑 損 失	0	1,689
経 常 損 失		<u>7,921</u>
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
減 損 損 失	1,908	1,910
税 引 前 当 期 純 損 失		<u>9,831</u>
法人税、住民税および事業税		4
法 人 税 等 調 整 額		1,187
当 期 純 損 失		<u>11,024</u>

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

①有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

②デリバティブ取引により生じる正味の債権および債務の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

③たな卸資産の評価基準および評価方法

製品および原材料については総平均法、貯蔵品について移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。なお、各勘定に含まれる未着原材料については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産 定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

(リース資産を除く)	建物	15～50年
	構築物	7～50年
	油槽	10～15年
	機械装置	4～17年

②無形固定資産 定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

④長期前払費用 均等償却によっております。

(3) 引当金の計上基準

①賞与引当金 従業員に対する賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

②修繕引当金 将来の修繕費用の支出に備えるため、消防法により定期開放点検が義務づけられた油槽に係る点検修理費用および製油所の機械装置に係る定期点検費用等を期間配分し、当事業年度に対応する額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

②消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(5) 表示方法の変更

当事業年度より、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を適用しております。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

・千葉製油所における固定資産の減損

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失	－ 百万円
固定資産	44,107 百万円

(2) その他の情報

資産に減損の兆候が存在する場合には、当該資産の将来キャッシュ・フローに基づき、減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については製油所全体を資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経済状況および会社の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を

与える可能性があります。

なお、割引前将来キャッシュフローが資産グループの帳簿価格を上回っていることから、減損損失は認識しておりません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	175,205 百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務	
①金銭債権	
短期金銭債権	18,361 百万円
②金銭債務	
短期金銭債務	98,162 百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
①営業取引	
売上高	133,302 百万円
仕入高	93,106 百万円
一般管理費	420 百万円
②営業取引以外の取引	1,687 百万円

(2) 減損損失

当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：百万円)

用途	場所	種類	金額
事業用資産	大阪府高石市	土地および建物等	1,908

当事業年度において、当社の親会社であるENEOS株式会社へ大阪製油所事業の吸収分割が決定したため、対象の事業用について帳簿価格を契約額である正味売却価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社は単一事業であることから、全社を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としてグルーピングを行っております。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の数

普通株式	10,001 株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	20,456 百万円
修繕引当金	2,716 百万円
賞与引当金	108 百万円
その他	167 百万円
繰延税金資産小計	
	23,448 百万円
評価性引当額	△ 23,448 百万円
繰延税金資産合計	
	－ 百万円
繰延税金負債	
土地評価差額金	5,101 百万円
その他	60 百万円
繰延税金負債合計	
	5,161 百万円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、両出資会社からの借入により資金を調達しております。借入金の使途は運転資金であります。

売掛金は両出資会社を含む関連当事者に対する売掛金であり、信用リスクは極めて低いと認識しております。

デリバティブは、為替の変動リスクを回避するために実需の範囲内で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項ならびにデリバティブ取引に関する事項

2021年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額(*1)	時価(*1)	差額
①売掛金	18,102	18,102	－
②未払金	(21,827)	(21,827)	－
③未払消費税等	(3,012)	(3,012)	
④短期借入金	(97,368)	(97,368)	－
⑤デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されているもの(*3)	177	177	－

- (*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。
- (*3)為替予約の振当処理によるものは当該対象の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方式ならびにデリバティブ取引に関する事項

- ①売掛金
- 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ②未払金 ③未払消費税等 ④短期借入金
- 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- ⑤デリバティブ取引
- ヘッジ会計が適用されているもの
- ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額または契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

区分	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	14,054	－	(*1)

- (*1)為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象としている買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該対象の時価に含めて記載しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	E N E O S (株)	被所有 直接51%	当会社製品の販売 原油・原材料等の仕入 事業資金の借入 役員の兼任	製品の販売他 (*1) (*5)	112,048	売掛金	17,683
				原油・原材料等の 仕入(*2) (*6)	25,250	買掛金	145
				資金の借入(*3)	77,566	短期借入金	49,659
				利息の支払(*3)	166	—	—
				担保の受入(*4)	10,435	—	—
その他の 関係会社	中国石油国際 事業日本(株)	被所有 直接49%	当会社製品の販売 原油の仕入 事業資金の借入 役員の兼任	製品の販売(*1)	22,053	売掛金	376
				原油の仕入(*2)	67,855	買掛金	—
				資金の借入(*3)	57,389	短期借入金	47,708
				利息の支払(*3)	159	—	—

兄弟会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
その他の 関係会社の 兄弟会社	PetroChina International (Singapore) Pte., Ltd.	無	当会社製品の販売	製品の販売(*1)	33,079	売掛金	—
その他の 関係会社の 兄弟会社	PetroChina International (HongKong) Co., Ltd.	無	当会社製品の販売	製品の販売(*1)	9,388	売掛金	—
※	ChinaOil (Japan) Co., Ltd.	無	原油の仕入	原油の仕入(*2)	10,186	買掛金	—

※ その他の関係会社（中国石油国際事業日本（株））の属するChina National Petroleum Corporationグループ系列の会社
上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

取引条件および取引条件の決定方針等

- (*1) 製品の販売については、市場価格を勘案して価格を決定しております。
- (*2) 原油・原材料の仕入については、市場価格を勘案して価格を決定しております。
- (*3) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*4) 当社の未払揮発油税の延納分に対してE N E O S（株）より担保提供を受けております。
- (*5) 2020年10月1日付 大阪製油所在庫売買契約による販売が含まれております。
- (*6) 2020年12月1日付 千葉製油所在庫売買契約による仕入が含まれております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|--------------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | △ 3,739,567 円 96 銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 1,102,313 円 99 銭 |

10. 企業結合等に関する注記

- (1) 取引の概要
- ①対象となった事業の内容
当社が運営する製油所を、現在の大阪製油所から親会社であるENEOS株式会社が運営する千葉製油所へ変更の上、合併事業を継続する。
 - ②企業結合日等
2020年11月1日：「大阪製油所事業に関する吸収分割」当社を分割会社とし、ENEOS株式会社を承継会社とする吸収分割
2020年12月1日：「千葉製油所事業に関する吸収分割」ENEOS株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割
 - ③その他取引の概要に関する事項
ENEOS株式会社および中国国際石油事業日本株式会社にて検討を行い、当社が検討内容を確認した結果、千葉製油所の輸出能力を活用することが、アジア・太平洋地域におけるエネルギー安定供給の基盤強化を目指す当社のさらなる発展に最も資するとの結論に至りました。
- (2) 実施した会計処理の概要
「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成31年1月16日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成31年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項なし